

岐阜市福介号外
平成28年3月16日

通所介護事業所 管理者 様

岐阜市介護保険課長

地域密着型通所介護事業所のみなし指定の把握について（依頼）

日頃は、本市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

平成28年4月1日より利用定員が18人以下（予定）の指定通所介護事業所については、指定地域密着型通所介護事業所に移行し、当該所在地の保険者（市町村等）の指定を受けたものとみなされます。

ただし、平成28年3月31日時点で事業所の所在する保険者（市町村等）以外の保険者（市町村等）に属する利用者（平成28年3月31日時点で利用契約を締結している者に限る）については、利用者の保険者（市町村等）から指定を受けたものとみなされ、その利用者については引き続き地域密着型通所介護事業所を利用できます。

このため、平成28年3月31日時点における貴事業所の所在する保険者（市町村等）以外に属する利用者の把握を行うため、下記により報告をお願いします。

なお、この取扱は利用者の属する保険者が岐阜県及び愛知県である場合のみとします。

記

1 対象となる事業所

平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所に移行する事業所

2 提出書類

「介護給付費算定に係る体制等及び事業所を所管しない保険者に属する利用者の届出書」
岐阜市ホームページ (<http://www.city.gifu.lg.jp/26080.htm>) に様式を掲載しています。

3 提出期限

平成28年4月8日（金） 【厳守】

4 提出先

利用者の属する保険者（岐阜県・愛知県に限る）

- ※1 利用者がどの保険者に属するかは、介護保険被保険者証でご確認ください。また、利用者所在地が下記の場合の届出先にご注意ください。

利用者の所在地市町	届出先
瑞穂市・本巣市・北方町	もとす広域連合
揖斐川町・大野町・池田町	揖斐広域連合
神戸町・輪之内町・安八町	安八郡広域連合
愛知県東海市・大府市・知多市・東浦町	知多北部広域連合

- ※2 事業所の所在する保険者（市町村等）には、届出は不要です。また、上記書類は、利用者の属する保険者（市町村等）が岐阜県又は愛知県にある場合のみとします。利用者の属する保険者（市町村等）が岐阜県又は愛知県以外の場合は、その保険者（市町村等）に個別にお問い合わせ願います。

(例) 岐阜市にある地域密着型通所介護事業所（予定）で、利用者の住所が岐阜市・羽島市・愛知県稲沢市・三重県〇〇市の場合
→（所在地である）岐阜市には届出は不要。
→羽島市・愛知県稲沢市に届出書を提出する。
→三重県〇〇市には、個別に問い合わせる。

岐阜市ホームページ

組織別索引→福祉部→介護保険課→事業者の皆様へ→制度改正について→平成28年度制度改正について→地域密着型通所介護について
<http://www.city.gifu.lg.jp/26080.htm>

※岐阜市ホームページに地域密着型通所介護事業所の移行に関して、報酬（案）等の掲載もされておりますので、必ず内容をご確認ください。

岐阜市役所 福祉部介護保険課
担当 支援係
〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
TEL 058-214-2093 (ダイヤル)